

令和 年 月 日

## 社会福祉法人光風福祉会

### ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護 特別養護老人ホーム螢流莊 重 要 事 項 説 明 書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(岡山県指定 第 3373700834)

当施設は利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

#### ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスをやめる場合（契約の終了）.....	7
7. 苦情・相談の受付について.....	8
8. 緊急時の対応について.....	8
9. 事故発生時の対応について.....	8
10. 情報開示について.....	9
11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて.....	9
12. 高齢者虐待防止について.....	9
13. 非常災害対策について.....	9
14. 感染症・食中毒の予防について.....	9

#### 1.事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 光風福祉会  
(2) 法人所在地 岡山県美作市湯郷903番地  
(3) 電話番号 0868-72-6660  
(4) 代表者氏名 理事長 森 崇文  
(5) 設立年月日 平成25年7月19日

## 2.事業所の概要

(1) 施設の種類	短期入所生活介護・平成26年10月 1日指定 岡山県 第 3373700834 号 ※当事業所は特別養護老人ホーム螢光荘に併設されています。
(2) 施設の目的	介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援し、又必要な居室及び共用施設等を使用させ、短期入所生活介護に係る介護保険給付対象サービス及び対象外のサービスを提供します。
(3) 施設の名称	特別養護老人ホーム螢流荘
(4) 施設の所在地	岡山県美作市湯郷903番地
(5) 電話番号	0868-72-6660
(6) 管理者 氏名	安達健一
(7) 当施設の運営方針	介護保険法の理念に基づき利用者の心身の状態等をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活全般にわたり配慮し、介護にあたる。
(8) 開設年月日	平成26年10月 1日
(9) 通常の事業の実施地域	美作市（東栗倉村を除く）、勝田郡
(10) 入所定員	20人

## 3.居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しております。入居される居室は、すべて個室です。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	20室	
合計	20室	
食堂談話コーナー	2ヶ所	ユニット内のリビングスペース
機能訓練室	2ヶ所	ユニット内のリビングスペース
浴室	2室	一般浴室 2室
医務室	1室	

※上記は、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者に特別に負担いただく費用はありません。

#### ☆居室に関する特記事項

各個室に洗面台、ベッド、クローゼットが設置しております。

トイレはユニットに各4ヶ所、男性用各1ヶ所、浴室は各1ヶ所あります。

## 4.職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算 (兼務)	指定基準
1.管理者	1名	1名
2.介護職員	20名以上	17名
3.生活相談員	1名以上	1名
4.看護職員	2名以上	2名

※指定介護老人施設と一体的勤務体制

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の所定の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、  
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1.医師	火曜日 13:30～必要時間
2.介護職	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7:00～16:00 2名 日勤： 9:00～18:00 2名 遅出： 12:30～21:30 2名 夜間： 21:30～ 7:30 1名
3.看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 2名

☆土曜・日曜・祝日は上記と異なる場合があります。

## 5.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについて、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

#### ① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事摂取のお世話をします。
- ・利用者の自律支援のために離床して食堂・談話コーナーにて食事をとっていただくことを原則としていますが、利用者のご希望や身体の状況によってはお部屋での喫食も選択可能です。

(食事時間)

朝食：7：00～9：00　昼食：12：00～14：00　夕食：17：00～19：00

(上記の時間内でしたらお好みの時間に喫食していただくことができます。)

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの状態でも機械付浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自律を促すために、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・看護・介護職員により、利用者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

（料金については別紙1料金表を参照）

（1）介護給付によるサービス（契約書第3条参照）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

（2）その他介護給付サービス

**加算料金表I**

（施設全体が適用を受けるため、利用者全員に適用される項目）

加 算	加 算 条 件
機能訓練体制加算	個別機能訓練計画に基づき、サービス提供
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士有資格者を80%以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士有資格者を60%以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護福祉士有資格者を50%以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	常勤職員の割合が75%以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	勤続7年以上が30%以上
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	基準以上に夜勤職員1名以上配置している場合
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師1名以上配置

**加算料金表II**

（利用者個人が適用を受けるため、個人別に適用される項目）

送迎加算	送迎につき加算
------	---------

若年性認知症受入加算	若年性認知症患者を受け入れ介護サービスを提供した場合
認知症緊急受入加算	医師が在宅での生活が困難と判断し受け入れを実施した場合

※上記表の加算単価表の加算適用条件が整い、指定が得られたものについては、今後追加ご負担頂くことになります。その場合は、事前にその負担額の変更についてご連絡いたします。

※利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続をとっていただくことになります。(償還払い) また、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払いとなります。

※介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更いたします。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### ①食事の提供に関する費用 (食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。但し、入退所日及び外出等により1日3食を摂られない場合は、1食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

(料金については別紙1料金表を参照)

### ②居住に要する費用 (光熱水費及び室料 (建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。(料金については別紙1料金表を参照)

※①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者(利用者負担第1段階から第3段階の方)は、別紙1料金表のとおり、利用者負担額に応じて負担額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。第4段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません。

### ③理容・美容

#### [理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。

利用料金：1回あたり2000円(カットのみ)

#### レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

### ④複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。※1枚につき10円

### ⑤日常生活上必要になる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

個人用タオル、歯ブラシ、予防接種等の健康管理費など(実費)

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア.窓口での現金支払い
- イ.下記指定口座への振り込み

ゆうちょ銀行 記号15490 番号19526041

ウ.金融機関口座から自動引き落とし（※引落の際、手数料10円かかります）

利用できる金融機関：ゆうちょ銀行

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日の17時までに事業者に申し出下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

利用予定日の前々日17時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17時までに申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所が満室等により、利用者の希望する期間にサービス提供できない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を利用者に提示して協議します。

### (5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院を義務づけるものではありません。）

#### ① 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人清風会 日本原病院
所在地	岡山県津山市日本原352
診療科	内科、心療内科、放射線科

#### ② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	駿河歯科医院
所在地	岡山県美作市湯郷176-2

## 6.サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のように事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

### （1）利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解除できます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者の「居宅サービス計画書（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約解除）（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 事業者が防止策を取ったにも拘わらず、利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、或は、利用者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

### (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約を終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、おかかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

## 7.苦情・相談の受付について（契約書第22条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は専門窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者	安達健一	[職名]	施設長
○苦情受付窓口（担当者）	藤原裕一	[職名]	生活相談員
○受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00 電話番号 0868-72-6660		

また、施設内に設置する「ご意見ポスト」に投函することができます。

### (2) 行政機関その他苦情・相談受付機関

美作市役所 保健福祉部高齢者福祉課 勝央町役場 健康福祉部 奈義町役場 健康福祉課	所在地 岡山県美作市北山390-2番地 電話番号 0868-75-3912 所在地 岡山県勝田郡勝央町平242-1 電話番号 0868-38-7102 所在地 岡山県勝田郡奈義町豊沢327-1 電話番号 0868-36-6770
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-9101 受付時間 9:00～17:00
岡山県社会福祉協議会	所在地 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内 電話番号 086-226-2822 受付時間 9:00～17:00

## 8. 緊急時の対応について

管理者及び看護師に連絡し応急手当を行うとともに同時に家族へ連絡し対応を協議する。必要時は緊急車両を依頼し、同行受診する。

## 9.事故発生時の対応について

(1) 当事業所では、利用者に対して行った施設サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村・利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 当事業所は前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録し、保存いたします。

(3) 当事業所は前項の記録が事業所の責任において発生した場合には、その損害を賠償いたします。

#### 10.情報の開示について

法人は、本人が自己の個人情報（介護・看護記録を含む）について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止などの申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、管理者までお問い合わせください。

#### 11.緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当施設は、別途定める「身体拘束の適正化のための指針」に基づき、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体の保護の目的で、緊急やむを得ない場合は指針に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② 家族等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

#### 12.高齢者虐待防止について

当施設は、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。

#### 13.非常災害対策について

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、災害に備えて定期的に避難救出等の必要な訓練を行わなくてはなりません。当施設においても消防計画に沿って各種訓練（避難誘導・通報・消火等）を毎年2回行います。又、別途定めるB C P（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも出来る限り事業が継続できる様に尽力していきます。

#### 14.感染症・食中毒の予防について

当施設は、別途定める「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるB C P（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力していきます。

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1.事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建て

(2) 建物の延べ床面積 3234.93 m<sup>2</sup>

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[特別養護老人ホーム] 平成26年10月 1日指定 岡山県 3373700834号  
定員 30名

[通所介護] 平成26年10月 1日指定 岡山県 3373700826号  
定員 20名

### 2.職員の配置状況

#### ＜配置職員の職種＞

- 介護職員** ······ 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員** ······ 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員** ······ 主に利用者の健康管理や療養上に世話をいますが、日常生活上の介助等も行います。
- 医 師** ······ 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。  
1名の医師を配置しています。(緊急時対応可)

### 3.契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する短期入所生活介護計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条)

- ① 当事業所の職員に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、利用者及びその家族等に對して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要がある場合、家族と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。
- ④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

### 4.サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに利用者又は身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、複写費は、実費（1枚10円）になります。
- ⑤ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者的心身等の情報を提供します。  
また、利用者の円滑な退所のために援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

## 5.施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

### （1）持ち込みの制限

利用にあたり、共同生活に支障をきたすような物の持ち込みは制限させていただきます。

### （2）面　会

面会時間 9：00～18：00

※来訪者は、受付を済ませ職員に声をかけてください。

### （3）施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の配置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこ

とはできません。

#### (4) 噫煙

施設内の定められた場所以外での喫煙はできません。

### 6.損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害賠償の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 重要事項説明書に関する同意書

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム螢流莊

説明者職名 生活相談員 氏名 藤原 裕一 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し、受け取りました。

令和 年 月 日  
利用者

住所

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印 (利用者との関係)

電話番号

署名代行人

氏名 印

[別紙1 料金表]

○特別養護老人ホーム螢流荘 利用料金表

令和 7年 4月 1日

基本料金

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本自己負担額(1割負担)	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
(2割負担)	1058円	1312円	1408円	1544円	1694円	1836円	1974円
(3割負担)	1587円	1968円	2112円	2316円	2541円	2754円	2961円

※介護職員等処遇加算（Ⅲ）として基本料金及び加算料金の11.3%が加算されます。

※おむつ代は基本料金に含まれます。

食費・滞在費

利用者負担段階	食費（日額）		滞在費（日額）	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
第1段階	1,450円	300円	2,150円	880円
第2段階		600円		880円
第3段階①		1,000円		1,370円
第3段階②		1,300円		1,370円
第4段階	1,450円		2,150円	

※朝食400円 昼食550円 夕食500円

加算料金表 I

※下記表の加算単価表の加算適用条件が整い、指定が得られたものについては、今後追加負担頂くことになります。その場合は、事前にその負担額の変更についてご連絡いたします。

(施設全体が適用を受けるため、利用者全員に適用される項目)

加 算	単位（円・1日につき）
機能訓練体制加算	56
サービス提供体制強化加算（I）	22
サービス提供体制強化加算（II）	18
サービス提供体制強化加算（III）	6
夜勤職員配置加算（II）	18
看護体制加算（I）	4

加算料金表 II

(利用者個人が適用を受けるため、個人別に適用される項目)

送迎加算	184（片道につき）
若年性認知症受入加算	120
認知症緊急受入加算	200（7日を限度）
緊急短期入所受入加算	90（7日を限度 やもえない事情の場合 14日を限度）

<その他必要な費用>

サービス内容	金額
理髪料	1回あたり 2,000 円 (カットのみ)
日常生活品購入費	実費
クリーニング代	実費
予防接種	医療機関が定めた額
個別対応の飲食物	1杯あたり 70 円
買い物代行	1回あたり 100 円
預り金管理	1ヶ月あたり 2000 円
電器類 コンセント使用	1日あたり 30 円
テレビレンタル	1日あたり 50 円